

平成30年分 青色申告決算書（不動産所得用）の書き方

税 務 署

- この説明書は、「所得税の青色申告決算書（不動産所得用）」の作成方法などを説明しています。
- 有限責任事業組合の組合事業から生じる不動産所得がある方や、民法上の組合等（外国におけるこれに類するものを含みます。）の組合事業から生じる不動産所得がある方（組合事業に係る重要な業務の執行の決定に関与し、契約を締結するための交渉等を自ら執行する個人組員を除きます。）、信託から生じる不動産所得がある方は、組合事業ごと又は信託ごとに損益計算書を作成する必要があります。
- この説明書は、平成30年10月1日現在の法令等に基づいて説明しています。
- 平成31年分以降の元号の表示につきましては、便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記しています。

青色申告者の特別償却、引当金、準備金などの特典

<減価償却等関係>

- ① 耐用年数の短縮
- ② 機械装置の増加償却
- ③ 耐震基準適合建物等の特別償却
- ④ 次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却
- ⑤ 特定都市再生建築物等の割増償却
- ⑥ 倉庫用建物等の割増償却

※ 上記のほか、次のものについては白色申告者についても認められています。

- ・ 被災代替資産等の特別償却
- ・ 「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」の規定による以下のもの
 - イ 復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却
 - ロ 被災代替資産等の特別償却
 - ハ 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却

<引当金・準備金等>

- ① 貸倒引当金（一部白色申告者についても認められています。）
- ② 特定船舶に係る特別修繕準備金
- ③ 青色申告特別控除
- ④ 中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例
- ⑤ 債務処理計画に基づく減価償却資産等の損失の必要経費算入の特例

（注1）下線を付した箇所は、本年分において改正があった箇所です。

（注2）これらの特典の適用に当たっては、それぞれ一定の要件があります。

申告書・青色申告決算書は、国税庁ホームページで作成できます！

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、申告書や青色申告決算書などを作成することができます。

◆作成した申告書はマイナンバーカードとICカードリーダライタを用意すれば「e-Tax（電子申告）」を利用して提出できます。

◆また、事前に税務署で手続きしていただければ、マイナンバーカードとICカードリーダライタをお持ちでない方でも、e-Taxをご利用できます。

なお、印刷して郵送等により提出することもできます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

作成コーナー



決算書にマイナンバー（個人番号）の記入は不要です。

F A 0 2 3

平成 30 年分 所得 税 青色 申告 決算 書（不動産所得用）

住 所	〒000000 X-X-X	フリガナ氏 名	たけふらめ 国税太郎	依頼 税 理 士 等	事務所 所在地 氏 名 (名称)
職 業	不動産貸付業	電 話 番 号	XX-XXXX-XXXX	電 話 番 号	

平成 31 年 3 月 1 日

損 益 計 算 書（自 1 月 1 日 至 12 月 31 日）

提出用
（平成二十五年分以降用）

科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
取 入 金 額		必 要 経 費	
貸 貸 料 ①	1434000	⑬	
礼 金 ・ 権 利 金 料 ②	610000	⑭	
③		⑮	
計 ④	1495000	⑯	
必 要 経 費		そ の 他 の 経 費 ⑰	142344
租 税 公 課 ⑤	2436000	計 ⑱	77485092
損 害 保 険 料 ⑥	225000	差 引 金 額 (④-⑱)	3464908
修 繕 費 ⑦	889000	専 従 者 給 与 ⑳	
減 価 償 却 費 ⑧	4398748	青 色 申 告 特 別 控 除 前 の 所 得 金 額 (⑩-㉑)	3464908
借 入 金 利 子 ⑨	2360000	青 色 申 告 特 別 控 除 額 (㉒-㉓)	650000
地 代 家 賃 ⑩		所 得 金 額 (㉔-㉕)	2874908
給 料 賃 金 ⑪		土 地 等 を 取 得 す る た め に 要 し た 負 債 の 利 子 の 額	
⑫	7034000		

●下の欄には、書かないください。

99	
④	

青色申告特別控除については、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。

⑳欄が赤字の方で必要経費に算入した金額のうちに土地等取得のために要した負債の利子の額がある方は、その負債の利子の額を書いてください。

○損益計算書

収 入 金 額 ③	消費税の課税事業者が、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の経理処理を税込経理方式によっている場合に消費税等の還付税額があるときは、その還付税額（還付税額を本年分の未収入金に計上したときは、その未収入金に計上した金額）を含めて、この欄に記入します。 ※ 消費税等の経理処理については、「青色申告の決算の手引き（一般用）」（7ページ）を参照してください。
必要経費（⑤～⑰）及び専従者給与（㉑）	経費帳の各科目の口座から、 決算整理後の金額 を記入します。
租 税 公 課 ⑤	消費税の課税事業者が、消費税等の経理処理を税込経理方式によっている場合に消費税等の納付税額があるときは、その納付税額（納付税額を本年分の未払金に計上したときは、その未払金に計上した金額）を含めて、この欄に記入します。
給 料 賃 金 ⑪	青色事業専従者に支給した給与は、この欄には記入しないで「専従者給与㉑」欄に記入します。
⑫ ～ ⑰ 欄	⑤～⑪欄に当てはまらない費目のうち、その主なものについて記入します。
特定組合員又は信託の受益者の不動産所得に係る損益通算等の特例	不動産所得を生ずべき事業を行う民法上の組合等（外国におけるこれに類するものを含みます。）の個人組合員（組合事業に係る重要な業務の執行の決定に関与し、契約を締結するための交渉等を自ら執行する個人組合員を除きます。）又は信託の受益者は、組合事業又は信託から生じた不動産所得の損失について、生じなかったものとみなされます。 この場合、組合事業又は信託から生ずる不動産所得に係る決算書の⑱欄は0と記入します。 なお、この損失は、他の組合事業又は信託や、組合事業又は信託以外から生じた不動産所得の黒字から控除（不動産所得内の通算）することもできません。
青 色 申 告 特 別 控 除 額 ㉒	青色申告特別控除については、「青色申告の決算の手引き（一般用）」（7ページ）の「青色申告特別控除」の項を参照してください。
土地等取得のために要した負債の利子の額	㉒欄が赤字の方で必要経費に算入した金額のうちに土地等取得のために要した負債の利子の額がある方は、その負債の利子の額を記入します。 ㉒欄が赤字の方で必要経費に算入した金額のうちに土地等取得のために要した負債の利子の額がある方は、申告書B第一表の「所得金額」欄の「不動産③」には、0と記入します。 ただし、㉒欄の金額が「土地等取得のために要した負債の利子の額」欄の金額より多い方は、0と記入しないで、△印を付してこれらの金額の差額を記入します（例 ㉒欄が△100で、「土地等取得のために要した負債の利子の額」欄が90のとき→100>90→△10）。 申告書に記入する際には、記入する金額の頭部に㉔と表示してください。

○減価償却費の計算

減価償却資産 の名称等 (繰延資産を含む)	面積 又は 数量	取得 年月	① 取得価額 (償却保証額)	② 償却の基礎 になる金額	償却 方法	耐用 年数	④ 償却率 又は 改定償却率	⑤ 本年 中の 償却 期間	⑥ 本年分の 普通償却費 (④×⑤×⑧)	⑦ 増(特別) 減(償却)	⑧ 本年分の 償却費合計 (⑥+⑦)	⑨ 貸付 割合	⑩ 本年分の必要 経費算入額 (⑧×⑨)	⑪ 未償却残高 (期末残高)	摘 要
木造建築物	70.6	15.1	18,600,000	16,740,000	定額法	22	0.046	12/12	770,040	—	770,040	100	770,040	6,279,360	
木造モルタル 造りアパート	190.5	18.7	35,000,000	31,500,000	定額法	20	0.050	12/12	1,575,000	—	1,575,000	100	1,575,000	15,312,500	
鉄筋コンクリート 造りアパート	315.0	20.1	60,000,000	66,000,000	定額法	47	0.022	12/12	1,452,000	—	1,452,000	100	1,452,000	64,548,000	
PC27mL型		17.4	500,000	25,000	—	—	—	12/12	5,000	—	5,000	100	5,000	10,000	均等償却
鉄筋コンクリート		18.7	1,500,000	258,501	定額法	15	0.142	12/12	36,708	—	36,708	100	36,708	22,1793	
一括償却資産		30.	180,000	180,000	—	1/3	—	12/12	60,000	—	60,000	100	60,000	120,000	
パソコン他		30.	合計 500,000	(960,000相当額)	—	—	—	12/12	—	—	—	—	500,000	—	一括25m2
			()					12/12							
			()					12/12							
			()					12/12							
			()					12/12							
			()					12/12							
計								12/12	3,898,748	—	3,898,748		4,398,748	86,491,653	

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ④欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中の賃借料・権利金等	左の賃借料のうち必要経費算入額
	権更		
	賃		
	権更		
	賃		

○借入金利子の内訳（金融機関を除く）

支払先の住所・氏名	期末現在の借入金等の金額	本年中の借入金利子	左のうち必要経費算入額

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等	左のうち必要経費算入額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額

- 3 -

○減価償却費の計算

	平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産		平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産		
	旧定額法	旧定率法	定額法	定率法	
				250%定率法	200%定率法
				平成19年4月1日から 平成24年3月31日までに取得 ^(※1)	平成24年4月1日 以後に取得 ^(※2)
①取得価額 (償却保証額)	取得価額そのままの金額を記入します。			下段の括弧内に償却保証額（取得価額×保証率）を記入します。	
②償却の基礎 になる金額	① 「取得価額×90%」の金額（漁業権や特許権などの無形固定資産は、取得価額そのままの金額）を記入します。 ② 減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額に達した年分の翌年分以後5年間に於いて均等償却を行う場合には、「取得価額×5%」の金額を記入します。	① 前年末の未償却残高（「取得価額－前年末までの減価償却費の累積額」の金額）を記入します。 ② 減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額に達した年分の翌年分以後5年間に於いて均等償却を行う場合には、「取得価額×5%」の金額を記入します。	取得価額そのままの金額を記入します。	① 本年中に取得した資産は、取得価額そのままの金額を記入します。 ② 前年以前に取得した資産は、前年末の未償却残高（「取得価額－前年末までの減価償却費の累積額」の金額）を記入します。 ③ 調整前償却額が償却保証額未満となる年分以後は改定取得価額（最初に調整前償却額が償却保証額未満となる年の期首未償却残高）を記入します。	
償却方法	税務署に届け出ている償却方法を記入します。				
	・届け出ていない方は、旧定額法になります。 ・平成10年4月1日以後に取得した建物は旧定額法になります。		・届け出ていない方は、定額法になります。 ・建物、建物附属設備及び構築物（建物附属設備及び構築物は平成28年4月1日以後に取得したものに限り）は、定額法になります。		
耐用年数	7、8ページの「主な減価償却資産の耐用年数表」を参照してください。				
④償却率又は改定償却率	6ページの「減価償却資産の償却率等表」を参照してください。 また、一括償却資産の必要経費算入の適用を受ける場合には、「1/3」と記入します。				
⑤本年中の償却期間	資産を月の中途中で取得や譲渡、取壊しなどをした場合は、その月を1か月として計算した本年中の償却期間の月数を記入します。				
⑥本年分の普通償却費	① 「④×⑤×⑥」で計算した金額を記入します。 ② 減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額に達した年分の翌年分以後5年間に於いて均等償却を行う場合には、「{（取得価額－取得価額×95%－1円）÷5}×⑥」の金額を記入します。		「④×⑤×⑥」で計算した金額を記入します。 ※ 未償却残高が1円になるまで償却します。		

	平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産		平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産	
	旧定額法	旧定率法	定額法	定率法
				250%定率法
				200%定率法
				平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得 ^(※1)
				平成24年4月1日以後に取得 ^(※2)
⑨割増（特別）償却費	倉庫用建物等の割増償却などの適用を受ける場合に、割増しなどの部分の償却費（普通償却費は含めません。）を記入します。			
⑩未償却残高（期末残高）	次の金額を記入します。 (1) 本年中に取得した資産は、④の金額から①の金額を差し引いた金額 (2) 前年以前に取得した資産は、前年末の未償却残高（「取得価額－前年末までの減価償却費の累積額」の金額）から①の金額を差し引いた金額			
摘要	減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額に達した年分の翌年分以後5年間に於いて均等償却を行う場合には、「均等償却」と記入します。		調整前償却額が償却保証額未満となる年分以後は「改定償却」と記入します。	
	次のような場合に並び、それぞれ次のような事項を簡記します。 (1) 倉庫用建物等の割増償却などの適用を受ける場合……その特例名 (2) 取得資産が中古である場合……その旨 (3) 資産を本年中に譲渡や取壊しなどをした場合……その月日、事由など (4) 譲渡や取壊しなどをした資産について本年分の償却を省略した場合……その旨 (5) 中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例の適用を受ける場合……「措法28の2」 (6) 債務処理計画に基づく減価償却資産等の損失の必要経費算入の特例の適用を受ける場合……「措法28の2の2」		平成24年4月1日から同年12月31日までに取得した減価償却資産について、250%定率法により償却費の額を計算することを選択している場合には、「250%定率法」と記入します。	

- ※1 平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得した減価償却資産について、200%定率法を適用する経過措置を受けることができます。（平成25年3月15日までに『減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置の適用を受ける旨の届出書』を提出している方に限り。）
- ※2 平成24年4月1日から同年12月31日までに取得した減価償却資産について250%定率法により償却費の額を計算することを選択している場合は、「250%定率法」の各欄を参照してください。

○ 中古資産を取得した場合の耐用年数

法定の耐用年数ではなく、取得後の使用可能年数を見積もって耐用年数とします。 取得後の使用可能年数の見積りが困難な場合は、大規模な改良をしていない限り、次の算式で計算した年数（その年数が2年未満となるときは2年とし、その年数に1年未満の端数があるときはその端数は切り捨てます。）を耐用年数とします。 【算式】 ① 法定耐用年数の全部を経過した資産 法定耐用年数 × 0.2 = 耐用年数 ② 法定耐用年数の一部を経過した資産 法定耐用年数 - (経過年数 × 0.8) = 耐用年数

○ 減価償却の計算の特例

青色申告者には、「資産を譲渡した場合の特例」のほか1ページに示したような減価償却の計算の特例があります。詳しくは、最寄りの税務署にお尋ねください。
（「資産を譲渡した場合の特例」については、「青色申告の決算の手引き（一般用）」（6ページ）を参照してください。）

○ 地代家賃の内訳

本年中の賃借料・権利金等	本年中に支払うことの確定した金額を記入します。 この場合、権利金や更新料は上段に、賃借料は下段にそれぞれ記入し、権利金は「権」を、更新料は「更」を○で囲んで表示します。
--------------	---

○ 借入金利子の内訳

本年中の借入金利子	本年中に支払うことの確定した金額を記入します。
-----------	-------------------------

○ 税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

本年中の報酬等の金額	本年中に税理士や弁護士、公認会計士などに支払うことの確定した報酬や料金を記入します。
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	本年中に支払うことの確定した報酬や料金で、まだ支払っていないものに対応する所得税等の源泉徴収税額も含めて記入します。

◎本年中における特殊事情・保証金等の運用状況(借地権の設定に係る保証金などの預り金がある場合には、その運用状況を記載してください。)

(注) 「元入金」は、「期首の資産の総額」から「期首の負債の総額」を差し引いて計算します。

主な減価償却資産の耐用年数表

<建築物>

構造・用途	細目	耐用年数
木造・合成樹脂造のもの	事務所用のもの	24
	店舗用・住宅用のもの	22
	飲食店用のもの	20
	旅館用・ホテル用・病院用・車庫用のもの	17
	公衆浴場用のもの	12
木骨モルタル造のもの	工場用・倉庫用のもの（一般用）	15
	事務所用のもの	22
	店舗用・住宅用のもの	20
	飲食店用のもの	19
	旅館用・ホテル用・病院用・車庫用のもの	15
鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造のもの	公衆浴場用のもの	11
	工場用・倉庫用のもの（一般用）	14
	事務所用のもの	50
	住宅用のもの	47
	飲食店用のもの	34
	延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が30%を超えるもの	41
	その他のもの	31
	旅館用・ホテル用のもの	39
	延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が30%を超えるもの	39
	その他のもの	38
れんが造・石造・ブロック造のもの	店舗用・病院用のもの	38
	車庫用のもの	36
	公衆浴場用のもの	34
	工場用・倉庫用のもの（一般用）	30
		34
金属造のもの	事務所用のもの	41
	骨格材の肉厚が、（以下同じ。）	38
	4mmを超えるもの	30
	3mmを超え、4mm以下のもの	22
	3mm以下のもの	19
店舗用・住宅用のもの	4mmを超えるもの	34
	3mmを超え、4mm以下のもの	27
	3mm以下のもの	19
飲食店用・車庫用のもの	4mmを超えるもの	31
	3mmを超え、4mm以下のもの	25
	3mm以下のもの	19
旅館用・ホテル用・病院用のもの	4mmを超えるもの	29
	3mmを超え、4mm以下のもの	24
	3mm以下のもの	17
公衆浴場用のもの	4mmを超えるもの	27
	3mmを超え、4mm以下のもの	19
	3mm以下のもの	15
工場用・倉庫用のもの（一般用）	4mmを超えるもの	31
	3mmを超え、4mm以下のもの	24
	3mm以下のもの	17
簡易建物	木製主要柱が10cm角以下のもので土居ぶき・杉皮ぶき・ルーフィングぶき・トタンぶきのもの	10
	堀立造のもの、仮設のもの	7

<建物附属設備>

構造・用途	細目	耐用年数
アーケード・日よけ設備	主として金属製のもの その他のもの	15 8
店用簡易装備		3
電気設備（照明設備を含む。）	蓄電池電源設備 その他のもの	6 15
給排水・衛生設備、ガス設備		15

<建物附属設備>のつづき

構造・用途	細目	耐用年数
冷房・暖房・通風・ボイラー設備	冷暖房設備（冷凍機の出力が22kW以下のもの） その他のもの	13 15
昇降機設備	エレベーター エスカレーター	17 15
消火・排煙・災害報知設備、格納式避難設備		8
エアーカーテン・ドア自動開閉設備		12

<構築物>

構造・用途	細目	耐用年数
舗装道路、舗装路面	コンクリート敷・ブロック敷・れんが敷・石敷のもの アスファルト敷・木れんが敷のもの ビチューマルス敷のもの	15 10 3

<車両・運搬具>

構造・用途	細目	耐用年数
一般用のもの（特殊自動車・次の運送事業用等以外のもの）	自動車（2輪・3輪自動車を除く。）	4
	小型車（総排気量が0.66リットル以下のもの）	4
	貨物自動車	5
	ダンプ式のもの	5
	その他のもの	6
運送事業用・貸自動車	報道通信用のもの	3
	その他のもの	2
	2輪・3輪自動車	4
	自転車	4
	リヤカー	4
教習所用のもの	自動車（2輪・3輪自動車を除く。）	3
	小型車（貨物自動車にあっては積載量が2トン以下、その他のものにあっては総排気量が2リットル以下のもの）	5
	大型乗用車（総排気量が3リットル以上のもの）	4
	その他のもの	5
	乗合自動車	2
被けん引車その他のもの	自転車、リヤカー	4
		4

<工具>

構造・用途	細目	耐用年数
測定工具、検査工具（電気・電子を利用するものを含む。）		5
治具、取付工具		3
切削工具		2
型（型枠を含む。）、鍛圧工具、打抜工具	プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム・ガラス成型用金型、鑄造用型 その他のもの	2 3
活字、活字に常用される金属	購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限る。） 自製活字、活字に常用される金属	2 8

<器 具・備 品>

構造・用途	細 目	耐用年数
家具、電気機器、ガス機器、家庭用品（他に掲げてあるものを除く。）	事務机、事務いす、キャビネット 主として金属製のもの その他のもの	15 8
	応接セット 接客業用のもの その他のもの	5 8
	ベッド	8
	児童用机、いす	5
	陳列だな、陳列ケース 冷凍機付・冷蔵機付のもの その他のもの	6 8
	その他の家具 接客業用のもの その他のもの	5
	主として金属製のもの その他のもの	15 8
	ラジオ、テレビジョン、テープレコーダー その他の音響機器	5
	冷房用・暖房用機器	6
	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気・ガス機器	6
	氷冷蔵庫、冷蔵ストッカー（電気式のもの を除く。）	4
	カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他 これらに類する繊維製品	3
	じゅうたんその他の床用敷物	3
	小売業用・接客業用・放送用・レコード 吹込用・劇場用のもの その他のもの	3 6
	室内装飾品 主として金属製のもの その他のもの	15 8
	食事・ちゅう房用品	2
	陶磁器製・ガラス製のもの その他のもの	5
	その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	15 8
事務機器、通信機器	謄写機器、タイプライター 孔版印刷・印書業用のもの その他のもの	3 5
	電子計算機 パーソナルコンピュータ（サーバー用 のものを除く。） その他のもの	4 5

<器 具・備 品>のつづき

構造・用途	細 目	耐用年数
複製機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの その他の事務機器 テレタイプライター、ファクシミリ インターホン、放送用設備 電話設備その他の通信機器 デジタル構内交換設備、デジタルボタン 電話設備 その他のもの	複製機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの その他の事務機器 テレタイプライター、ファクシミリ インターホン、放送用設備 電話設備その他の通信機器 デジタル構内交換設備、デジタルボタン 電話設備 その他のもの	5 5 5 6 6 10
時計、試験機器、測定機器	時計 度量衡器 試験・測定機器	10 5 5
光学機器、写真製作機器	カメラ、映画撮影機、映写機、望遠鏡 引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡	5 8
看板、広告器具	看板、ネオンサイン、気球 マネキン人形、模型 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	3 2 10 5
容器、金庫	ボンベ 溶接製のもの 鍛造製のもの 塩素用のもの その他のもの ドラムかん、コンテナその他の容器 大型コンテナ（長さが6 m以上のものに に限る。） その他のもの 金属製のもの その他のもの 金庫 手さげ金庫 その他のもの	6 8 10 7 3 2 5 20

(注) この表にないもので、お分かりにならないものは、最寄りの税務署にお尋ねください。

平成 31 年 (2019 年) 10 月1日から、消費税率の引上げに合わせて 軽減税率制度が実施されます

- 日々の経理において帳簿を作成する際、売上げや仕入れについて、取引ごとの税率（軽減税率（8%）・標準税率（10%））により、区分経理を行うことが必要となります。

消費税申告書を作成する際の変更点

「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（付表2）」や「課税取引金額計算表」を作成する際に、税率ごとに区分する必要があります。

- 売上に軽減税率の対象品目がある場合、税率ごとに区分して合計した対価の額が記載された請求書等（区分記載請求書等）の発行が必要となります。
※ 免税事業者の方も、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

軽減税率（8%）の対象品目

- 酒類・外食を除く飲食品
- 週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）

⇒ 軽減税率制度の詳細については、軽減税率制度についてのチラシやパンフレットのほか、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「軽減税率制度について」などをご参照ください。

【制度実施後の税務関係書類の例】

課 税 取 引 金 額 計 算 表

(平成 年分)		(事業所得用)					
科 目	決 算 額	Aのうち課税取引にならないもの(※1)	課税取引金額(A-B)	B1. 9.30止前(※1)	B2. 10.1以降(※2)	うち軽減税率	うち標準税率
	A	B	C	D	E	F	G
売上(収入)金額 (雑収入を含む)	①	円	円	円	円	円	円
増減商品増減額	②						
仕入金額	③						
小 計	④						
増減商品増減額	⑤						
差 引 原 価	⑥						
差 引 金 額	⑦						
費	⑧						
仕入金額や経費を、項目ごと・税率ごとに分けて記載	⑨						
推 費	⑩						
計	⑪						
差 引 金 額	⑫						
⑦+⑫	⑬						

この計算書などを作成するためには
「区分経理」が必要です。